
監査の品質管理を巡る状況

2021年2月4日

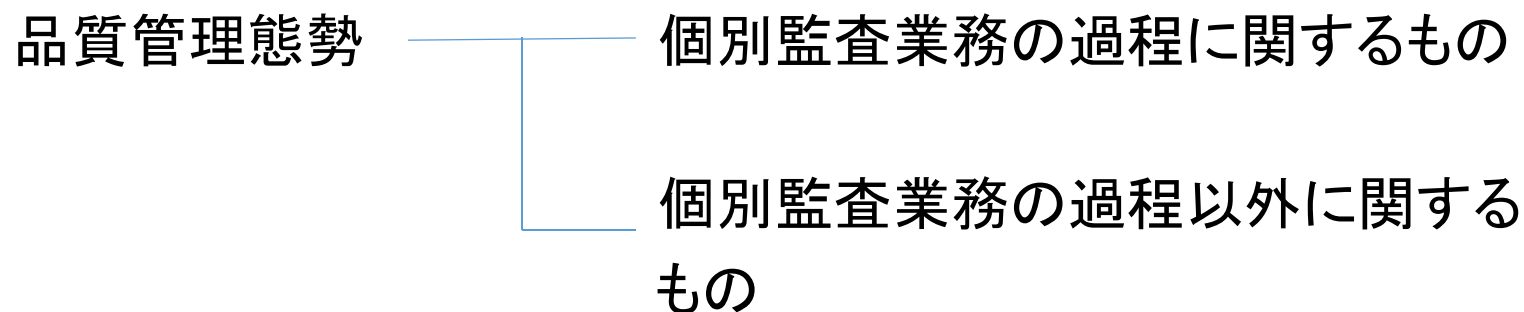
公認会計士・監査審査会

○我が国の監査における品質管理について

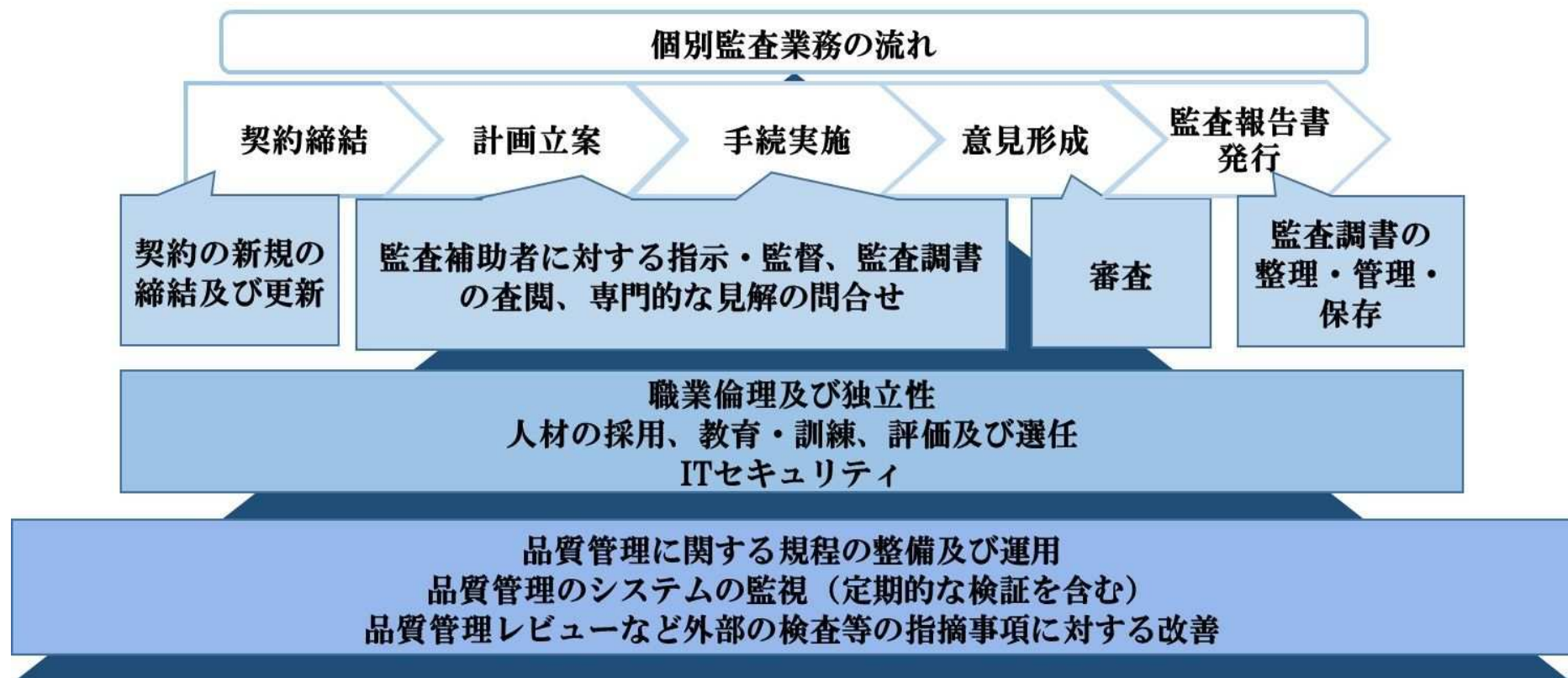
○各国における品質管理を確保するための取組

品質管理態勢と個別監査業務の関係(1)

- 品質管理のシステムの整備と運用を通じて
個別監査業務の品質に大きな影響
 - 各監査事務所の規模や特性に応じて、品質管理態勢
を総合的かつ実効的に機能させる必要



品質管理態勢と個別監査業務の関係(2)



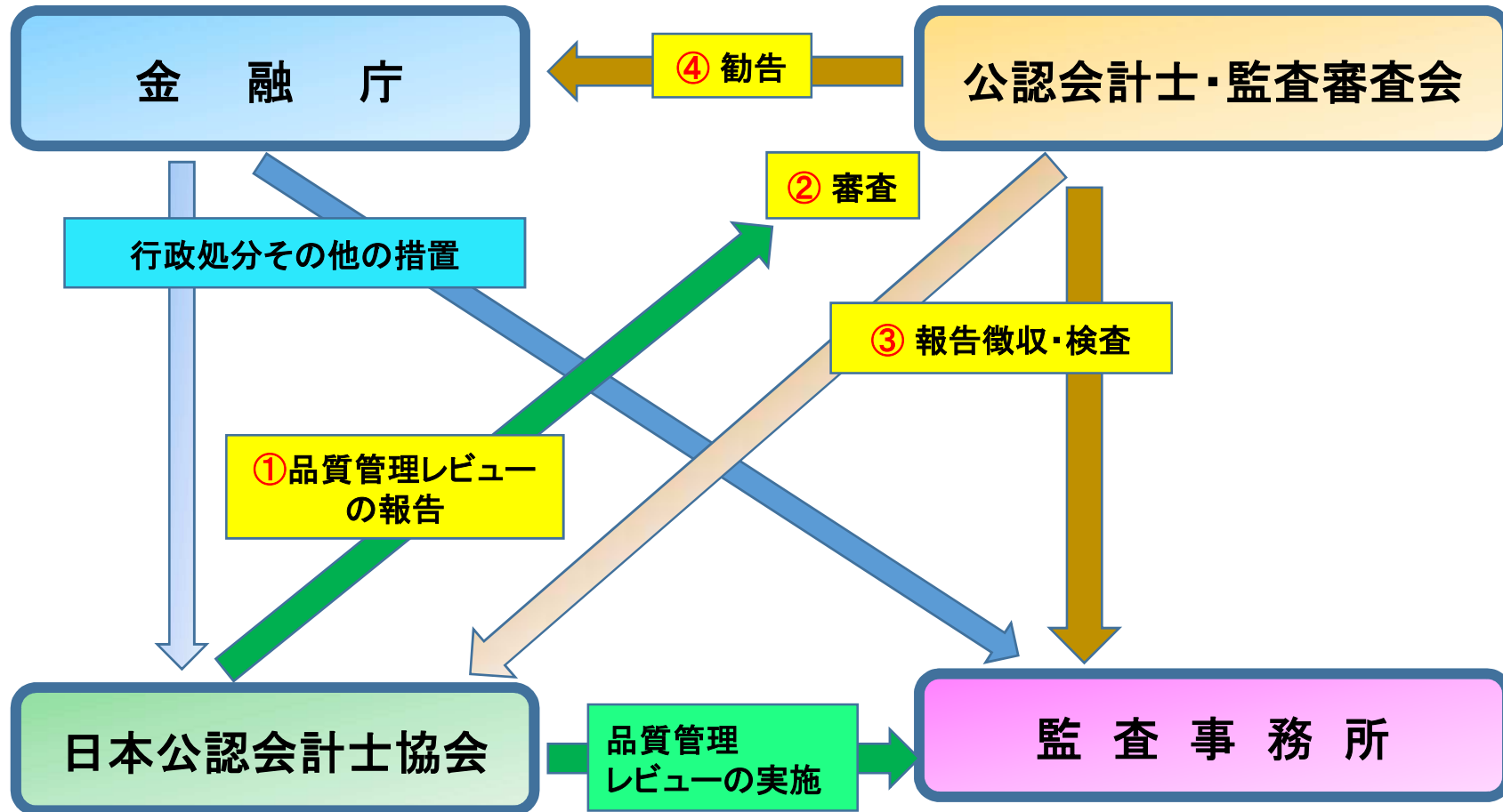
審査会のモニタリングの実施方法

- オフサイト・モニタリング
 - 監査事務所に対する報告徴収、ヒアリング
 - 監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報交換
- オンサイト・モニタリング（検査）
 - 監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢
 - 個別監査業務の状況

審査会のモニタリングの目的及び視点 (監査の質の向上を図り、信頼性を確保する。)

- 監査を行う監査事務所の品質管理を含む業務の適正な運営の確保が目的。監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを実施（不備の根本原因の究明を重視）。
- － 監査が、形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを注視してリスク評価しているかなど、監査事務所の構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているか検証。
- － 監査法人のガバナンス態勢が当該監査法人の業務の適正な運営の確保に資するものになっているか検証。

審査会によるモニタリングの制度



品質管理レビューと審査会検査の実施状況

	品質管理レビュー (通常レビュー(定期レビュー))	審査会検査
実施主体	日本公認会計士協会	公認会計士・監査審査会
実施頻度	原則として3年に1回 (大手監査法人は2年に1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・大手監査法人: 毎年検査(※) ・準大手監査法人: 3年に1回 ・中小規模監査事務所: 随時(必要に応じて)
実施体制	【レビューアー数】 令和元年度: 40人	【検査官数】 令和元事務年度: 34人
実施事務所数	平成29年度: 96事務所 平成30年度: 56事務所 令和元年度: 84事務所	平成29事務年度: 9事務所 平成30事務年度: 10事務所 令和元事務年度: 10事務所
特徴	すべての対象事務所に対し、定期的に実施。「広く、浅く」	原則、品質管理レビューの結果を踏まえ、その翌年に実施。「狭く、深く」

(※) 通常検査とフォローアップ検査を交互に実施

検査の実施状況(1)

<直近5年間の検査の実施状況(着手日ベース)(単位:事務所数)>

年度/事務年度	H27	H28 (注1、2)	H29 (注2)	H30 (注2)	R元 (注2)
大手監査法人	2	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)
準大手監査法人	1	2	2	1	2
中小規模監査事務所	6	5	3	5(1)	3
外国監査法人等	0	1	0	0	1
合計	9	12(2)	9(2)	10(3)	10(2)

(注1) 平成28年7月から事務年度に変更。なお、平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月から6月までの実績も含んでいる。

(注2) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

審査・検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

年度/事務年度	H 27	H 28	H 29	H 30	R元
行政処分の勧告の件数	4	2	1	0	2

検査の実施状況(2)

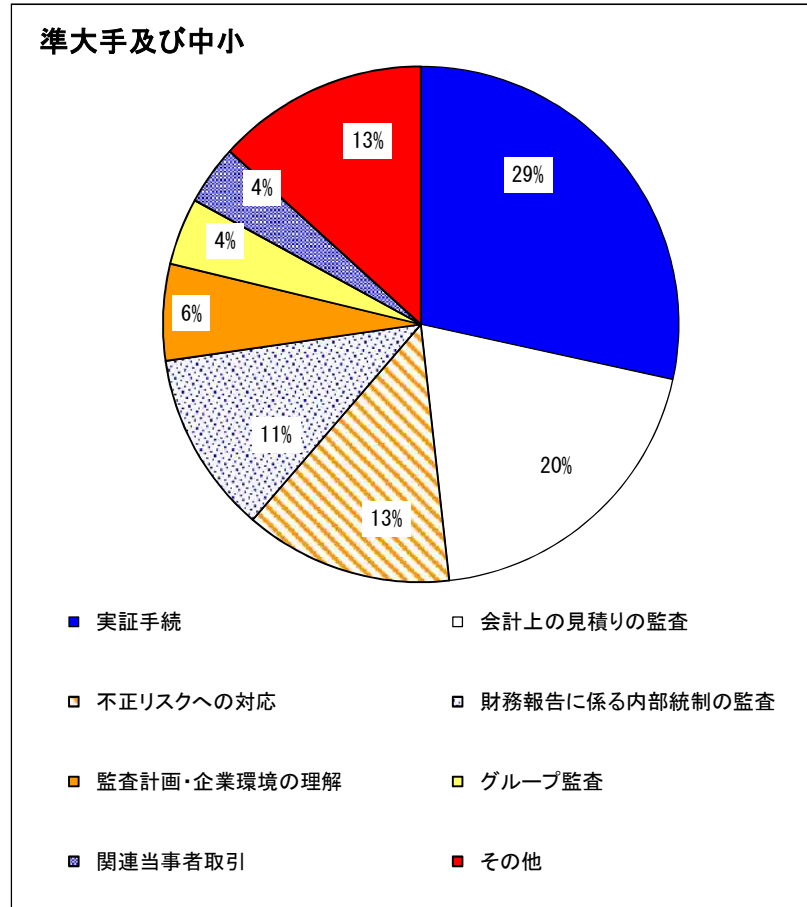
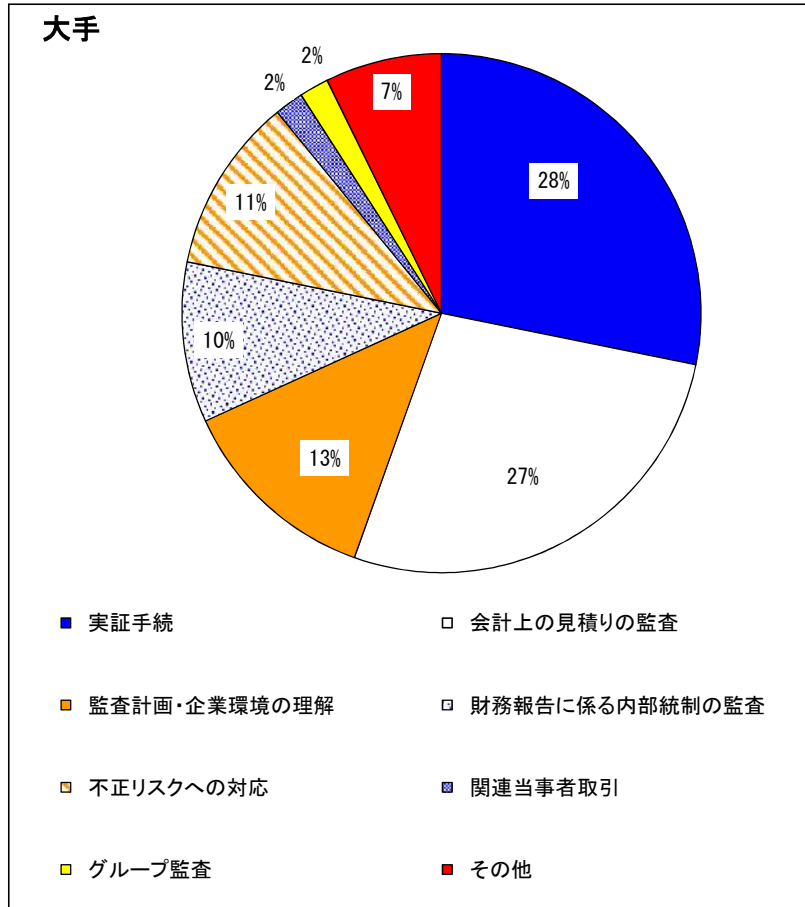
- 品質管理態勢の不備の特徴
 - 大手監査法人＝品質管理の主体を監査法人本部の品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、一定の効果を上げているが、品質管理部門と事業部との十分な連携等が課題となっている。
 - 準大手監査法人＝組織的な対応のための体制整備は行われてきている。しかし、品質管理を担う社員等が限られているために十分な運営・管理ができていない点、経営層において品質管理の確保・向上に対する意識が不十分な点がみられる。
 - 中小規模監査事務所＝比較的規模の大きい監査事務所において、業容拡大に対応した業務管理態勢や品質管理態勢を構築できていないものがみられる。また、一部の監査事務所には、リスクの高い上場国内会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

品質管理態勢の不備事例

	指摘事例
業務管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査事務所トップが監査品質にコミットしておらず、品質管理態勢を構築するためのリーダーシップを発揮していない。【中小】 ● 人的資源を十分に確保していないなど、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢を構築できていない。【中小】 ● 監査の現場の現状把握や連携体制が十分に整備されておらず、リスクの高まった監査業務へのサポートが不十分。【大手】
業務改善への取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 指摘事項について、根本原因分析の必要性や分析方法を十分に理解しておらず、同一・同様の不備が発生している。【中小】 ● (品質管理)本部と事業部(現場)との連携不足、組織の末端まで改善の取組が浸透していないなど、組織的な対応が十分でない。【大手・準大手】 ● 指摘事項の改善に関し、実効性のあるモニタリングを実施する態勢を構築していない。【中小】
監査役等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査計画時のリスク評価内容や審査会検査結果などを監査役等に適切に伝達していない。【中小】

大手監査法人・準大手監査法人・中小規模監査事務所は、規模や状況、実施する業務などが大きく異なっており、監査事務所が整備した品質管理態勢が規模や業務管理態勢に応じた適切なものとなっているか、常に点検することが重要である。

個別監査業務における不備の状況 (平成29～令和元事務年度)



近時の検査等を通じた品質管理上の課題(例)

- 不適切な会計処理に関する開示を行った上場会社が増加の傾向にある中、職業的懐疑心を発揮し、適切なリスク評価を行うための態勢の継続的な見直し
- 品質管理部門(本部)と監査現場(地区事務所を含む)との連携の強化
- 監査事務所のガバナンスの実効性を定着させるための一層の取組
- 被監査会社のIT化や監査事務所のIT化の進展に対応した態勢の整備(教育・訓練を含む)
- 監査業務を適切に実施するための監査リソースなど監査実施態勢の整備
- 監査の基準の理解など教育・研修体制の充実(特に中小)
- 業務執行社員のオーナーシップのより一層の発揮

IFIARの概要

- 名称: 監査監督機関国際フォーラム

IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators

- 設立年: 2006年9月
- 加盟メンバー: 55カ国・地域の監査監督当局
- 議長(代理※)国: 米国 ※任期中の議長(スイス)の急逝(2020年10月)のため
- 本部事務局: 東京(2017年4月開設)

□ 設立の経緯

- 2000年代はじめの一連の不正会計事件を踏まえ、監査品質の確保のため、世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設置されたことを契機として設立(日本でも2004年に公認会計士・監査審査会を設置)。

□ 主な活動

- 監査監督活動の実務的な経験を共有、監督活動における協力・整合性の促進、監査の品質に関する他の機関との対話、メンバーの共通・統一した見解・立場の形成。

IFIARにおける品質管理に関する主な取組

- 6大監査ネットワーク(GPPC)との対話
 - メンバー当局検査の指摘率による評価を通じた監査品質の向上に向けた取組に係る対話。
 - 当局検査の指摘率のほか、監査品質の評価に係る他の指標の検討に係る対話。
 - ISQM1への準備・対応状況を含めた、各ネットワークにおける品質管理態勢の整備に向けた取組について聴取。
- 検査指摘事項サーベイの実施
 - 2012年より毎年、メンバー当局による6大監査ネットワークへの品質管理態勢、及び、個別監査業務、それぞれの検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表。
 - 検査指摘事項の全般的な傾向を明らかにする一手段として、不備が指摘された割合など、過去からの量的な情報を提供(ただし、本サーベイは、監査法人の監査品質改善の取組に係る進捗について、完全な指標を提供するものではなく、監査品質の評価のためには、他の定性的・定量的な指標による評価を要する、としている)。
 - サーベイの公表を通じ、監査事務所に対し、品質管理態勢において改善が必要な分野を特定すること、(特定した分野に)対応した取組を実施すること、取組の影響をモニターすること、改善のための戦略を精緻化することを推奨。

IFIARで議論された品質管理を確保するための取組(例)

- 監査法人のガバナンスコード： 監査法人の組織的な運営による監査品質向上
 - 採用国：英国(2010年採用、2016年改定)、日本(2017年採用)
※オランダは、2012年に採用し、関連する規制・法への統合により2018年末に廃止。
- 監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)： 共通の基準に基づく客観的な監査品質の評価
- 共同監査： 競争の促進
 - 仏で義務付け、南ア・日本は、実施可。オランダ等で導入検討。
- 監査人の選任と契約期間： 独立性の強化による監査品質の向上
 - 社会的影響度の高い事業体(PIE)の監査に関する契約期間ルール
→ EU諸国等において監査法人の継続監査期間の制限。
 - パートナーローテーション→ 5~7年の継続期間と、2~3年のクーリングオフ期間。
- 非監査業務の制限： 独立性の確保
 - 多くの国で、非監査業務提供の制限： PIEの被監査会社に非監査業務の提供認めない例、
監査関連の非監査業務のみ認める例。

イギリスにおける監査法人のガバナンス・コード概要

1. 概要

- 英国財務報告評議会(FRC)等が公表主体となり、監査法人のガバナンス・コードを2010年に導入(2016年に改定)。
- 20超の上場企業を監査する監査法人(※現在8法人)を適用対象とし、コンプライ・オア・エクスプレイン・アプローチを採用。
- 本コードの目的は、監査品質の向上、監査法人のレピュテーションの確保、監査法人の破綻リスクの軽減。
- 監査法人は透明性報告書の中で本コードの遵守状況を報告。当該遵守状況についてFRCがモニタリングを実施。

※(本コードを採用している8法人)BDO LLP、Deloitte LLP、Ernst & Young LLP、Grant Thornton LLP、KPMG LLP、Mazars LLP、PricewaterhouseCoopers LLP、RSM UK Audit LLP)

2. 内容(2016年改定版の特徴)

- 本コードは、6つの項目(①リーダーシップ、②価値観、③独立非業務執行役員、④業務運営、⑤報告、⑥対話)と20の原則で構成。
- 2016年改定版における特徴的な原則の1つは、独立非業務執行役員の項目であり、本コードは監査法人に対し、独立非業務執行役員を法人の監督機関に任命することを要求(原則C.1)。
- 上記⑥の対話における原則についても、本コードは監査法人に対し、監査先企業の株主、及びそれら企業の監査委員会等と対話の機会を設けることを要求(原則F.1)。

3. その他

- 英国では、2020年7月、FRCが、監査業務部門運営上の分離の原則を定め、その中で、監査業務部門のガバナンスに関して、新たな要件を追加。

英国FRCによる監査業務部門運営上の分離の原則(2020年7月公表)

<目的>

監査品質の向上と監査市場の強靱性(レジリエンス)の向上。

<Big4への要求>

- ✓ Big4は、2024年6月までに監査業務部門を他部門から分離(運営分離の計画を2020年10月23日までに作成)。
- ✓ FRCは、Big4の分離の達成状況やその成果を毎年評価・公表。

<原則(抜粋)>

○ ガバナンス

- 監査業務執行を監督するAudit Boardを設置し、Audit Boardは監査業務部門に対する独立監視に責任を持つべきである。
- Audit Boardは、監査部門非業務執行役員(Audit Non-Executives: ANEs)が議長を務め、ANEsが多数を占めるべきである。
- ANEsのうち少なくとも1名は、監査法人の独立非業務執行役員(INE)ではない者とすべきである。Audit Boardの議長はANEsであるべきである。ただし、監査法人のINEとの兼務は認められるが、その他のガバナンス機関の議長でない者とすべきである。
- ANEsのうち少なくとも1名は、監査に関する適切な経験(監査人として又は監査を受けた経験)を有しているべきである。
- Audit Boardは、監査法人の戦略を監視すべきである。また、監査法人のトップは、監査業務部門のCEO指名において、Audit Boardと協議すべきである。

○ 財務面

- 監査業務部門と他部門との間の取引は、第三者取引価格(アームスレングス)で行われるべきである。
- 監査業務部門は、他部門と監査法人の間接費を公平に分担し、個別の損益計算書を作成すべきである。

○ 透明性

- 監査法人は、監査業務部門のガバナンス、監査業務部門と他部門間で実施された取引の条件及び性質に係る情報を公表。
- 監査業務部門のみの損益計算書を、監査法人自体の法定財務諸表とは別に毎年公表すべきである。

監査品質の指標(AQI)による監査品質の評価

□ AQIの目的

- 監査品質は、直接的に測定することは困難であるが、間接的ではあるものの監査品質に関連する定量情報をAQIとして示すことにより、監査品質の向上に向けた取組状況に関する説明に具体性が付与されることが想定。AQIを通じて、監査品質の向上に向けた取組状況についての外部の利害関係者の理解を促進し、監査チーム又は監査事務所と利害関係者とのより建設的な対話に資する(2018年11月21日JICPA『監査品質の指標(AQI)に関する研究報告』)。

□ AQIの分類と、主な例

① 監査事務所レベルと監査業務レベル

- ・監査事務所レベル: 監査事務所の状況(職位毎の人員構成等)、人材投資(研修時間等)、監査の結果(外部機関の検査)など
- ・監査業務レベル: 監査チームの状況(監査チームメンバーの構成と経験等)
監査の結果(外部機関の検査等)など

② インプット、アウトプット、プロセス

- ・インプット(監査への投入量)、又は、プロセス(監査プロセス): 監査事務所の状況、人材投資、監査チームの状況など
- ・アウトプット: 監査の結果(外部機関の検査等)など

主要国等におけるAQIの検討状況

国等	主な組織と関連する取組
米国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年、財務省・監査プロフェッションに関する諮問委員会(ACAP)が、公開会社会計監視委員会(PCAOB)に対し、監査市場の競争を促す方策の一つとして、監査事務所、投資家、公開会社、監査委員会等と協議の上、監査品質と、その有効性を測定する主要な指標を開発し、監査事務所がこれらの指標を公表するよう義務付けることの実行可能性について検討することを提言。 ○ 2014年4月に、監査品質センター(CAQ)が、「AQIに対するCAQのアプローチ」を公表。 ○ 2015年7月、PCAOBが、「AQIに関するコンセプト・リリース」を公表。また、2020年12月、PCAOBは、2020年～2024年の戦略プランで、AQIの策定とコミュニケーションについて記載。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年、財務報告評議会(FRC)が、「監査品質の枠組み」を公表し、高品質の監査を達成するための中核であり、高品質の監査が実施されているかの判断材料になるとFRCが考える五つの要因(driver)と、それぞれの要因が有効に機能することを阻害する脅威、及びそれへの対処を記載。 ○ 2016年改訂の「監査事務所のガバナンス・コード」で、監査事務所に対し、ガバナンス・システムの業績評価のためのKPIを導入し、透明性報告書において、KPIの達成状況を報告すべきことを規定。 ○ 2020年5月、FRCが、英国及び他国でのAQIの利用状況を調査し、AQIのテーマ別レビュー報告書を公表。その中で、監査事務所が透明性報告書に含むべきAQIを提案し、公的に協議すると記載。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2015年10月、会計企業規制庁(ACRA)は、シンガポールの上場企業の監査委員会が任意で利用するためのAQIの開示のフレームワークを公表。2020年1月より、ACRAのウェブサイト、Big4と、その他の監査事務所に分けて、AQIの各項目の平均値を公表。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年及び2017年、公共会計責任委員会(CPAB)が、AQIの利用に関する監査委員会等からのフィードバックを受け、パイロット・プロジェクトを実施。パイロット・プロジェクトには、2016年には6社、2017年には18社の監査委員会と経営者及びその監査事務所が参加。2018年、CPABは、パイロット・プロジェクトを基に監査委員会向けのAQIのガイダンスを策定。
国際監査保証基準審議会(IAASB)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2014年2月、「監査品質のフレームワーク」を公表。監査品質に影響を及ぼす様々な要因を監査プロセスへのインプット、プロセス、アウトプットに分類することなどを記載。